

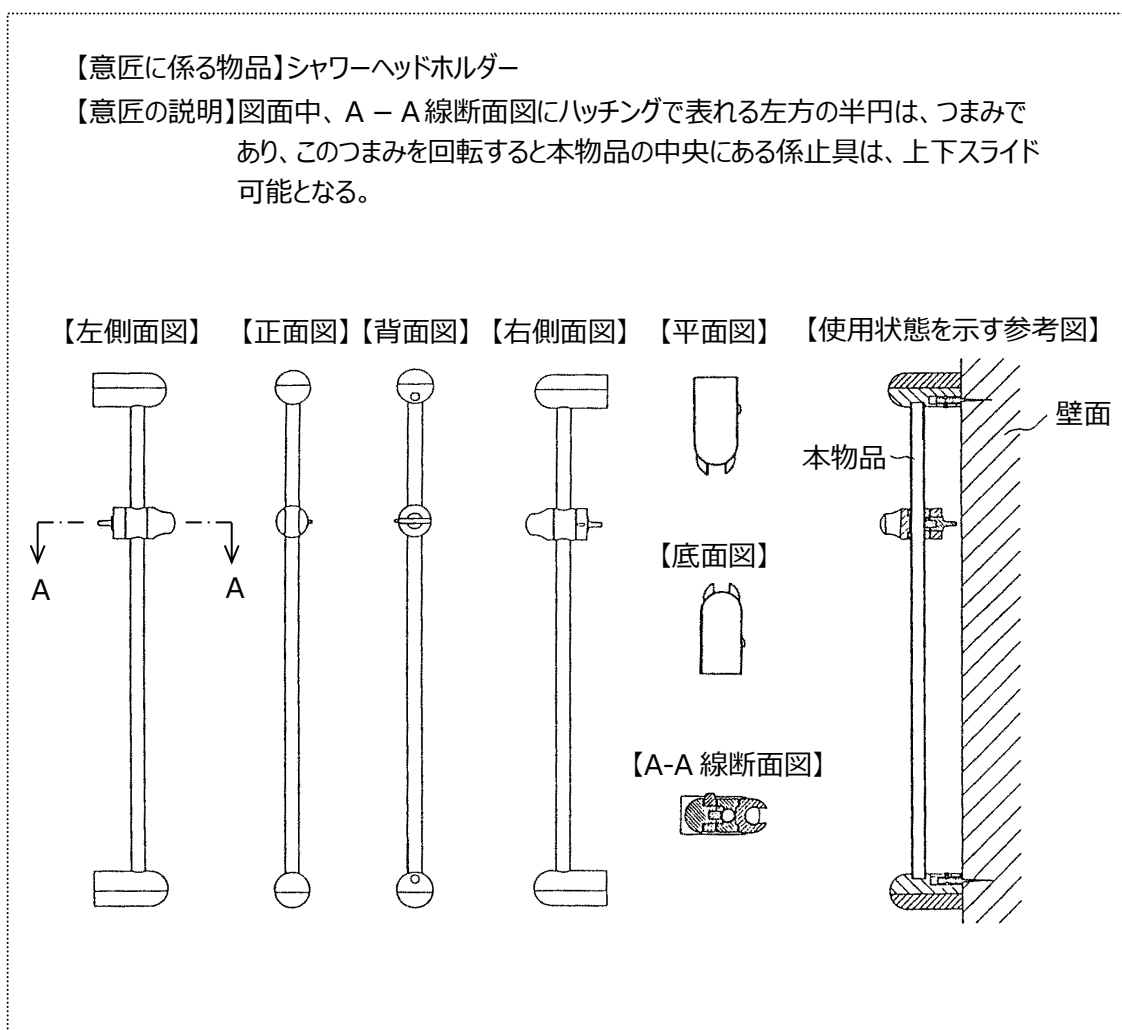
3. 一部分が可動する構成の意匠

3.1 一部分が移動する構成

一部が移動することによって全体の形状等が変化する状態を明らかにする必要がある場合には、願書の【意匠の説明】の欄に、移動する部分の範囲やどの方向にどのように移動するかの説明を記載し、また、その移動が当該物品分野においてありふれている場合を除き、移動途中の形状等、移動後の形状等を理解できるよう図で表します。

例えば、〔図 3.3-1〕の「シャワーヘッドホルダー」の意匠の場合、願書の【意匠の説明】の欄の記載と、6面図の他に加えた【A-A線断面図】と【使用状態を示す参考図】とによって移動可能な構成が理解でき、この意匠は、係止具が丸棒部の範囲で上下にスライド状に移動可能な形状等であることが明確になります。

〔図 3.3-1〕移動部分を有するものの表し方の例



3.2 全部または一部が伸縮して形状等が変化する場合

物品の全部または一部が伸縮することによって形状等が変化する状態を明らかにする必要がある場合には、願書の【意匠の説明】の欄に、伸縮する部分の範囲や方向等の説明を記載し、また、その伸縮の具体的態様が当該物品分野においてありふれているものを除き、伸縮途中の形状等、伸縮後の形状等を理解できるよう図で表します。

例えば、〔図 3.3-2〕の「コンクリート型枠支持用梁」の意匠の場合、願書の【意匠の説明】の欄の記載と、6面図の他に加えた【縮小状態を示す正面図】によって、伸縮の態様と伸縮による変化前後の形状等が明確になります。

〔図 3.3-2〕伸縮するものの表し方の例

